

## 不祥事防止委員会設置要項

### （設置）

第1条 校務運営規程 第2章第16条第2項に基づき、「不祥事防止委員会」を設置する。

### （委員会の構成）

第2条 委員は校長が指名する。

### （業務内容）

第3条 委員会は、不祥事防止に係る次の業務を遂行する。

- （1）年間行動計画の作成
- （2）学校の課題に対応した研修の企画・実施
- （3）児童生徒の状況を把握するためのアンケート、モニター調査の実施
- （4）注意喚起及び意識啓発
- （5）教職員相互による不祥事防止チェック
- （6）教職員同士の円滑なコミュニケーションづくりのための活動
- （7）PTA等との意見交換

### （その他）

第4条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附 則 1 この不祥事防止委員会設置要項は、平成22年1月29日から施行する。